

自由権規約委員会の統括所見（CCPR/C/JPN/CO/5）に対する日本政府コメント

1. 日本の第5回政府報告に関する自由権規約委員会の統括所見において、同委員会は日本政府に対し、特定の勧告に対するフォローアップの情報を1年以内に提出するよう要請した。フォローアップを求められた右勧告事項の現状は以下のとおりである。なお、日本政府は、人権侵害救済機関の創設、個人通報制度を定めている関係条約の選択議定書の批准等を重要な課題と位置づけて取り組んでいくこととしている。

パラ17

締約国は、死刑事件について義務的再審査制度 (mandatory system of review) を採用し、死刑事件の再審又は恩赦請求が執行停止の効力を持つことを確保すべきである。執行停止の乱用を防止するために恩赦請求の回数に制限を設けることはありうる。また締約国は、死刑確定者と再審に関する弁護士との間の全ての面会の厳格な秘密性についても保証すべきである。

2. 義務的再審査制度の採用について

我が国の刑事訴訟手続においては、三審制の下で有罪の認定及び刑の量定等について上訴が広範に認められ、また、死刑事件では必ず付される弁護人にも上訴権が付与されており、現に、死刑判決がなされた多数の事件で上訴がなされている状況にある。

3. 死刑事件の再審又は恩赦請求の執行停止の効力について

我が国の制度では、死刑事件の再審又は恩赦請求に執行停止の効力はない。

ただし、死刑執行命令を発するに当たっては、その重大性にかんがみ、再審請求や恩赦の出願についても、回数にかかわらずその事情を十分斟酌することとしている。

4. 再審開始決定が確定していない死刑確定者と弁護士との間の面会について

まず、裁判所の再審開始決定が確定した死刑確定者と弁護人との間の面会については、未決拘禁者（被告人）に関する法律の規定（刑事訴訟法第39条）が準用され、職員の立会いなどの措置は行われない。

また、いまだ再審開始決定が確定していない死刑確定者と弁護士との間の面会については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に定める一定の要件が認められる場合に、刑事施設の長の裁量により、職員の立会いなどの措置を省略することができることとされている。

上述の「一定の要件」が認められない場合には、死刑確定者の収容の性質上、身柄の確保が特に強く要請されること及び心情を把握する必要性が特に高く認められることから、面会には職員が立ち会うこととなるところ、「一定の要件」の有無の認定は、画一的に行うことなく、個別の事情に照らして慎重に行っている。指摘について、法的な担保措置や運用の改善の要否について検討していきたい。

パラ 18

締約国は、代替収容制度を廃止するか、規約第 14 条に規定される全ての保障の完全な遵守を確保すべきである。また、締約国は、全ての被疑者に対して、取調べ中も含めて、弁護士と秘密裏に接見できる権利、嫌疑のある犯罪の種類にかかわらず逮捕された瞬間から法的援助にアクセスできる権利、及び、診療記録を含む事件に関係する全ての警察の記録にアクセスできる権利が保障されることを確保すべきである。また、締約国は、起訴前保釈制度を導入すべきである。

5. 代替収容制度及び規約第 14 条について

日本の刑事司法制度においては、被疑者の逮捕後、最長 20 日間という比較的短期間の勾留期間内に極めて広範かつ綿密な捜査を遂げ、起訴又は釈放の判断を行うことが求められているため、被疑者の勾留場所には、①捜査機関と近接した場所であること、②取調室等の設備が十分に整備されていること、という条件が必要である。また、被疑者と弁護士、家族等との面会の便に資するためには、それらの者が面会に訪れやすい場所にあることも必要になる。しかしながら、現在の日本では、留置施設に比べて刑事施設の数が少なく、増設についても多額の予算を要するなど容易ではないことから、代替収容制度は、迅速かつ適正な犯罪捜査を遂行する上でも、また、被疑者と弁護士、家族等との面会の便にも資するとして運用されている。

また、代替収容制度は、以下に述べるとおり、法的にコントロールされている。

まず、日本では、刑事訴訟法上、いわゆる推定無罪の原則、黙秘権、弁護士選任権は十分保障されており、これらは被疑者が留置施設に勾留されている場合も同様である上、被疑者の勾留については十分な司法審査を経ることとされており、勾留場所も裁判官が決めているところである。

また、日本の警察では、従来から、代替収容制度の下、捜査員が被留置者の処遇をコントロールすることを禁止し、留置業務の主管は捜査を担当しない総務（警務）部門とするなど、「捜査と留置の分離」を徹底して、人権に配慮した

処遇を行ってきたところである。特に、2007年施行の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においては、①「捜査と留置の分離」の原則が法律上明確に規定されたほか、②部外の第三者からなる留置施設視察委員会が留置施設を視察したり被留置者と面接したりするなどした上で留置業務管理者に意見を述べる制度の新設、③被留置者による不服申立制度の整備、④被留置者に関する食事の支給、医療上の措置、面会、信書の発受等の各種処遇について刑事施設における被収容者に対する処遇と同等の処遇の確保、⑤留置担当官に対する人権教育の実施などが規定されている。

さらに、警察では、昨年以降、警察官に対し、改めて規約そのものや自由権規約委員会の勧告の内容等についての指導教養を実施するなどし、捜査活動と留置業務の分離を徹底し、被留置者の人権に配慮した適正な留置業務を実施している。

6. 弁護士と秘密裏に接見できる権利、法的援助にアクセスする権利について

日本の刑事訴訟法第39条第1項は、身体の拘束を受けている被疑者について、捜査のため必要があるときを除き、いつでも辩护人等と立会人なく接見する権利を有していると規定している。日本の警察は2008年9月から、被疑者と辩护人等との接見に対して一層の配慮をすることとしており、例えば取調べ中の被疑者について辩护人等から接見の申出があった場合、できる限り早期に接見の機会を与えることとしている。

また、検察では、2008年4月、取調べの適正を一層確保するため、検察における取調べ適正確保方策を公表し、①取調べ中に被疑者から辩护人と接見したい旨の申出があった場合、当該申出があった旨を直ちに辩护人に連絡する、②取調べ中の被疑者について辩护人等から接見の申出があった場合、できる限り早期に接見の機会を与えるようにすることとし、上記方策に従った運用がなされている。

さらに、被疑者の法的援助にアクセスする権利であるが、被疑者の国選辩护人については、従来より、「死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件」につき、勾留されている被疑者が貧困その他の事由により辩护人を選任することができないとき等は、裁判官は、被疑者のため国選辩护人を付すこととされていたが、2009年5月より、その対象事件が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件」に拡大されたところである。これにより、すべての必要的辩护人事件について、一定の要件のもと、被疑者段階から国選辩护人を付すこととされた。

このように弁護士と秘密接見できる権利等については、最近導入された上記諸制度の積極的運用を含め、勧告の趣旨を十分踏まえつつ対応に努めている。

今後も、必要な措置があるか検討し、適切な対応に努めていきたい。

7. 証拠開示について

2004年5月の刑事訴訟法の改正により、開示の必要性和弊害を比較考量しつつ、争点の整理や被告人の防御の準備のために証拠が開示されることとなった。引き続き、その運用状況を踏まえ、開示のあり方を検討していきたい。

8. 起訴前保釈について

我が国においては、制度上、任意捜査が原則であり、被疑者の逮捕及び勾留は、極めて限られた範囲で、かつ、あらかじめ裁判官の審査を経た上で行われることになっており、短い起訴前の勾留期間中にも司法審査が行われ、必要な場合の釈放の措置も備えている。これらに加えて委員会が勧告するところの起訴前の保釈制度を設けるか否かは今後の検討課題である。

パラ19

締約国は、虚偽の自白を防止し、規約第14条に定められている被疑者の権利を確保するため、取調べの厳格な時間制限や法律を遵守しない行為への制裁につき規定する立法措置を取るとともに、取調べの全過程について体系的に録音・録画し、さらに全ての被疑者に、弁護人が取調べに立ち会う権利を保障すべきである。また、締約国は、犯罪捜査における警察の役割は、真実を発見することより、公判のための証拠を収集することであることを認識し、被疑者の黙秘が有罪であることを示すものではないことを確認し、警察の取調べにおいてなされた自白よりも現代的な科学的証拠に依拠するよう、裁判所に働きかけるべきである。

9. 取調べ時間の制限及び違反に対する制裁の立法化について

捜査の流動性や事件の多様性にかんがみると、一定時間を超える取調べや特定の時間帯における取調べを法律で一律に禁止するには至っていない。

もっとも、近年、我が国の警察及び検察では、被疑者に過度の負担をかけることがないように、従前にも増して取調べの時間及び時刻について配慮しており、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に又は長時間にわたり被疑者の取調べを行うことを避けることとしている。警察においては、深夜に又は長時間にわたる取調べを原則として避けなければならないとする規定を内部規則に明記し、1日につき8時間を超えて取調べを行うとき等には警察本部長等の事前の承認を受けることとした上、この事前の承認を受けずにこのような取調べを行った場合、取調べの中止その他の措置を講ずることも内部規則に明記している。

さらに、最近、我が国の警察及び検察では、取調べ過程・状況を書面で記録するとともに、その内容を被疑者に確認させて、その署名指印を得ることなどの措置を講じることとしており、警察においては、この点についても内部規則に規定した。

10. 取調べの全過程を体系的に録音・録画することについて

警察においては、裁判員裁判において、自白の任意性に関し、裁判員にも分かりやすく、効果的・効率的な立証方策を検討するため、裁判員裁判対象事件に関し、取調べの機能を損なわない範囲内で、警察官による被疑者の取調べのうち相当と認められる部分の録音・録画の試行を実施している。

また、検察においては、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策の検討の一環として、裁判員裁判の対象となる一定の重大事件について、検察官の判断と責任において、取調べの機能を損なわない範囲内で相当と認められる部分の録音・録画を試行し、2009年2月、最高検察庁がこれら試行結果をとりまとめて検証したところであり、同検証結果を踏まえ、同年4月以降、原則として、裁判員裁判対象事件のうち自白事件の全件について、上記のような録音・録画を実施している。

このような警察及び検察における録音・録画は、取調室の状況や取調官の発問状況、被疑者の表情、声の様子、挙動等を客観的に明らかにするものであり、録音・録画された取調べの中において、被疑者が自白の経緯や取調べ状況について自由に供述する機会が与えられていること、犯罪を立証する上で不利な供述がなされても途中で録音・録画が中断されることがないとされていること、録音・録画記録については、その終了後に一切改変や編集を加えることなくそのまま弁護人に開示されている。

なお、政府は、本件について、諸外国における捜査手法、取調べの可視化の状況等犯罪捜査のあり方についての調査研究を含め、その対応方策を検討している。

11. 取調べへの弁護人の立会いについて

2009年5月から、被疑者国選弁護制度の対象事件が死刑、無期又は長期3年を超える懲役又は禁錮に当たる事件へと拡大されているところであり、このように身柄拘束中の被疑者が早期に国選弁護人を選任し、接見の際の助言等の援助を受ける道が大きく開かれたことや、上記9及び10に記載したような取調べの適正確保方策等が講じられていることから、これらの措置により、取調べの適正確保が進んでいる。

12. 警察の役割について

我が国においては、捜査段階から起訴・公判段階を経て、刑の執行段階にいたるまでのすべての刑事手続について規定する刑事訴訟法が、「事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」(第1条)と定めており、警察官の行う捜査についても、事案の真相を明らかにして事件を解決することが基本とされているところである。

パラ 21

締約国は、死刑確定者を単独室に収容するという規則を緩和し、単独室収容は期間を限定した例外的な手段であることを保証し、(保護室収容について)最長期間を明確化し、また、保護室に留置される者の事前の健康診断や精神鑑定を必要とすべきである。さらに、明確な基準及び不服申立ての可能性なしに、特定の被収容者を居室棟に分離するという運用を中止すべきである。

13. 死刑確定者を昼夜単独室に収容する規則を緩和し、期間を限定した例外的な手段であることを保障すべきとの意見について

刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるように注意する必要がある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律は、死刑確定者の処遇は、昼夜、単独室において行うこととし、原則として、居室外においても相互に接触させないこととしている。

もっとも、同法律は、死刑確定者が心情の安定を得るために有益と認められる場合には、他の死刑確定者との接触を許すことも可能である旨を定めている。また、刑事施設では、死刑確定者が孤独に苦しむことがないように、民間の篤志家による面接、宗教教誨の機会を与えたり、必要に応じて職員が面接を実施しているほか、ビデオやテレビの視聴の機会を与えるなど、その心情の安定を図るための処遇を工夫しているところであり、今後も処遇の充実を図っていききたい。

14. 保護室収容について最長期間の制限を導入し、また、収容に当たっては被収容者の心身について事前に診察することを義務付けるべきとの意見について

保護室は、自身を傷つけるおそれがある被収容者や、刑務官の制止に従わず大声又は騒音を発する被収容者などを保護するため必要と認められる場合に、被収容者の鎮静又は保護を図るために一時的に収容するものである。

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律において、保護室への収容期間は72時間以内とされ、特に継続の必要がある場合には、48時間ごとに更新することができるが、収容する要件がなくなったときは、直ちに収容を中

止することとされているほか、被収容者を保護室に收容し、又はその收容の期間を更新した場合には、速やかに刑事施設の医師の意見を聴かなければならないこととし、被収容者の健康面に配慮することとしている。

このように保護室への收容期間や医師の関与については、既に法律上必要な要件が明記され、個別の被収容者の事情を踏まえ、医師の意見を聴取しつつ、適切に運用がされている。そもそも保護室收容の措置は被収容者の保護等を目的とするものであり、一律に收容の最長期間を設けたり、收容に先立ち必ず医師の関与を求めることとした場合には、かえって被収容者の保護を図るための時機に応じた措置がとれなくなるなどの問題が生ずる場合もある。

もとより、我が国としても、保護室に收容された被収容者の健康状態には十分に注意しなければならないと認識しており、今後も保護室收容の適正な運用に努めたい。

15. 明確な定義や不服申立ての可能性なしに一定の被収容者を隔離する運用を中止すべきとの意見について

自由権規約委員会の指摘は、昼夜単独室処遇の運用に関するものと思われるが、刑事施設においては、集団生活を望まず昼夜単独室処遇を強要する受刑者や、心身の健康状態等により集団での処遇が困難な受刑者がおり、このような集団処遇になじまない受刑者について、昼夜単独室において処遇することがある。

このような処遇を受ける受刑者に対しては、職員が面接して集団処遇に移行する意思を持たせるよう努めたり、精神科医師による診察を実施するなど、昼夜単独室処遇を行っている理由の解消に努めるなどの措置を講じている。

また、昼夜単独室処遇についても、不服申立て制度の対象とされているほか、その適正な運用を確保するために法務省及び矯正管区による実地監査や刑事施設視察委員会による視察等の各種措置が講じられているところであり、今後においてもなるべく昼夜単独室において処遇することとならないよう処遇の充実に努めたい。